

事 務 連 絡

平成19年10月23日

各検疫所 御中

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課

輸入食品安全対策室

フランス産チーズ等の取扱いについて

標記については、平成17年12月21日付け事務連絡により、下記の製造者が製造したフランス産チーズ等が腸管出血性大腸菌に汚染されているおそれがあるとして、フランス政府に詳細を確認の上、輸入時の検査等を実施しているところです。

今般、フランスにおいて当該製造者の衛生管理の改善及び検査体制の強化が図られたことから、これまでの措置を解除することとしました。

また、当該製造者の衛生対策が有効に機能していること及び食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、本日以降輸入される下記の食品については、モニタリング検査の頻度を30%として対応するので、検査の実施方よろしくお願いします。

記

フランス産チーズ等のうち、次の製造者が製造するもの

製造者名：Laiterie Fromagerie du Val d'Ay-Etablissement REAUX (CEE：50-267-01)

検査項目：腸管出血性大腸菌 O 2 6